

## 一般社団法人横浜清港会 会費規程

### (目的)

**第1条** この規程は、定款第8条の規定に基づき、会費の納入に関し必要な細則を定めるものとする。

### (会費)

**第2条** 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会員が納入する会費の金額は、次のとおりとする。

(1) 陸上会員会費 1口 1,700円/月以上

(2) 海上会員会費 1口 12,000円/年以上

但し、環境整備負担金を負担している会員は、1口 3,000円/年以上

(3) 個人会員会費 1口 12,000円/年

### (会費の納期)

**第3条** 陸上会員は、四半期分を四半期の最終月末（例：4月～6月分は6月末日）までに納入しなければならない。

2 海上会員及び個人会員は、毎事業年度の3月20日までに、会費年額の全額を納入しなければならない。ただし、会員は、予め申し出ることによって、会費の分割納入又は納期の変更を行うことができるものとする。

### (中途入会の会費及び納期)

**第4条** 事業年度の中途に入会した陸上会員の当該事業年度の会費は、入会承認月から四半期単位（例：5月に入会した者は、5月6月分を6月末日までに納入、以後四半期単位で最終月の月末）で納入するものとする。また、海上会員及び個人会員は、入会の承認月に係らず年額を支払うものとする。

### (会費の免除)

**第5条** 理事会は個人会員にあつて、会費を免除すべき相当な理由があると認める場合は、これを免除することを議決することができる。

### 附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、一般社団法人横浜清港会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。